

移動等円滑化取組報告書 【鉄道駅】

令和8年6月

伊予鉄道株式会社

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 愛媛県松山市湊町 4 丁目 4 番地 1

事業者名 伊 予 鉄 道 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 清水 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
対象なし		

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
駅設備等	日々の巡回時に、駅設備等を点検し、異常が見られた場合は速やかに対応する。	必要に応じて、補修等を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
列車乗降の支援 お声かけ・誘導案内	・スロープ設置駅には、折りたたみ式のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。 ・低床車両には、車いす用のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。 ・サポートが必要なお客様には、誘導案内・介護を実施する。 ・高齢者や障がい者のお客様についても、引き続き積極的なお声かけや案内を行う。	適切な案内を行う事ができた。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
情報提供	・ホームページにスロープ設置駅の一覧などのバリアフリー情報を掲載しており、引き続き更新を行う。	継続して掲載中。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
継続的な教育の実施	・車いすをご利用のお客様や視覚障がい者のお客様に対する対応訓練を実施する。 ・障がい者等に関するマークについての机上教育を行う。 ・認知症患者に関する理解と介助・対応等の勉強会の実施する。	3月に新人訓練を実施した。
サービス介助士の資格取得を推進	・監督者及び乗務員に順次、サービス介助士の資格を取得させる。	2025年度は2名取得した。
避難訓練	・南海トラフ地震津波を想定した避難訓練を実施し、緊急時にも速やかに旅客が列車から避難できるようにする。(2025年度)	12月に訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
優先座席の適切な利用啓発	・車両の優先座席が真に必要な方に利用されるよう、ポスターおよび車内放送等で呼びかける。	適宜呼びかけを実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

高齢者、障がい者のお客様からメールや電話でいただいたご意見・ご要望を社内で共有し、改善・解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

	共用駅	鉄道駅名	路線名称	所在地 都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅／無人駅別	公共交通の移転・廃止の有無	道路との交差の有無	歩行者への対応	プラットフォームの数	エレベーターが設置されているプラットフォームの数	エスカレーターが設置されているプラットフォームの数	その他の設備	駅の構造	路線数	視覚障害者用ブロックの設置有無	障害者専用トイレの有無	案内表示の有無	障害者の利用に配慮した設備の有無	障害者の乗降に配慮した設備の有無	車いすの利用者が利用できるプラットフォームの数	使用上のための設備の有無	転落防止のための設備の有無
鉄道事業者名				都道府県23区・郡・市・村・区																			
伊予鉄道線	高浜	駅	高浜線	愛媛県松山市	1,090人					1		基	基	基	1箇所	○		○	○	○	1	○	
伊予鉄道線	梅津寺	駅	高浜線	愛媛県松山市	474人	○				2		基	基	基	2箇所			○	○	×	2	○	
伊予鉄道線	港山	駅	高浜線	愛媛県松山市	298人	○				1		基	基	基	1箇所	○		×	○	×	1	○	
伊予鉄道線	三津	駅	高浜線	愛媛県松山市	1,782人	○ー		○		2	2	基	基	基	2(2)箇所	○		○	○	×	2	○	
伊予鉄道線	山西	駅	高浜線	愛媛県松山市	2,204人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		○	○	×	1	○	
伊予鉄道線	西衣山	駅	高浜線	愛媛県松山市	1,240人	○ー				2		基	基	基	箇所			ー	○	×		○	
伊予鉄道線	衣山	駅	高浜線	愛媛県松山市	2,267人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所			×	○	×	1		
伊予鉄道線	古町	駅	高浜線北	愛媛県松山市	4,765人	○ー		○		4	4	基	基	2基	4(4)箇所	○		○	○	×	4	○	
伊予鉄道線	大手町	駅	高浜線	愛媛県松山市	2,717人	○ー				2		基	基	基	箇所	○		×	×	×		○	
伊予鉄道線	松山市	駅	高浜線横河原郡中	愛媛県松山市	17,707人			○		2	2	4(4)基	6基	3基	2箇所			○	○	○	2	○	
伊予鉄道線	石手川公園	駅	横河原線	愛媛県松山市	510人	○		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所			ー	○	×	1		
伊予鉄道線	いよ立花	駅	横河原線	愛媛県松山市	2,009人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		×	○	×	1	○	
伊予鉄道線	福音寺	駅	横河原線	愛媛県松山市	1,803人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		×	○	×	1	○	
伊予鉄道線	北久米	駅	横河原線	愛媛県松山市	1,224人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		○	○	×	1	○	
伊予鉄道線	久米	駅	横河原線	愛媛県松山市	2,209人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		○	○	×	1	○	
伊予鉄道線	鹿ノ子	駅	横河原線	愛媛県松山市	966人	○ー				1		基	基	基	箇所	○		×	○	×		○	
伊予鉄道線	平井	駅	横河原線	愛媛県松山市	884人	○ー				1		基	基	基	箇所	○		×	○	×		○	
伊予鉄道線	梅本	駅	横河原線	愛媛県松山市	1,491人			○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		×	○	○	1	○	
伊予鉄道線	牛淵田地前	駅	横河原線	愛媛県東温市	768人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所			×	○	×	1		
伊予鉄道線	牛淵	駅	横河原線	愛媛県東温市	225人	○		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		×	×	×	1	○	
伊予鉄道線	田窪	駅	横河原線	愛媛県東温市	700人	○ー				1		基	基	基	1箇所	○		×	○	×	1	○	
伊予鉄道線	見奈良	駅	横河原線	愛媛県東温市	650人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		×	○	×	1	○	
伊予鉄道線	愛大医学部南口	駅	横河原線	愛媛県東温市	1,414人	○ー				1		基	基	基	1箇所			ー	○	×	1		
伊予鉄道線	横河原	駅	横河原線	愛媛県東温市	1,127人	○ー		○		1	1	基	基	基	1(1)箇所	○		○	○	×	1	○	

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 愛媛県松山市 4 丁目 4 番地 1

事業者名 伊 予 鉄 道 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 清水 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	